四　外務省組織規則の一部を改正する省令　三一　特38　七八
五　住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令　三一　特38　七八
六　研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令　三一　特38　七八
○財務省
六　外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令　一二　特25　一
七　生産性向上特別措置法に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令　一三　48　二
八　外国為替に関する省令の一部を改正する省令　一九　二
九　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令の一部を改正する省令　二五　58　一七
一〇　財務省定員規則の一部を改正する省令　三〇　特36　六一
一一　所得税法施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　三〇
一二　法人税法施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　三九
一三　相続税法施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　三九
一四　地価税法施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　三九
一五　登録免許税法施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　三九
一六　消費税法施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　三九
一七　酒税法施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　三九
一八　たばこ税法施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　三九

一九　国税通則法施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　三九
二〇　国税徴収法施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　三九
二一　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令　三一　特37　三九
二二　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令　三一　特37　三九
二三　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　四一
二四　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　四一
二五　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　四二
二六　減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令　三一　特37　四二
二七　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令　三一　特37　四三
二八　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　四三
二九　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令　三一　特37　四三
三〇　たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　四三

三一　支出負担行為等取扱規則及び歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令　三一　特38　八一
三二　育児休業給付資金事務取扱規則　三一　特38　八四
三三　雇用安定資金事務取扱規則　三一　特38　八四
○財務省、厚生労働省、農林水産省
一　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則　三〇　63　一二六
○財務省、厚生労働省、経済産業省
一　株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令　一九　53　二
○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省
一　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　四二四
○財務省、農林水産省、経済産業省
一　ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令　三一　特37　四二五
二　鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令　三一　特37　四二六
○文部科学省
二　大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令　六　43　三四

三　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令　六　43　四五
四　日本私立学校振興・共済事業団法施行規則及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　二三　五
五　義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令　二四　57　五
六　オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程の一部を改正する省令　二五　三
七　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則及び高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令　二五　三
八　日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　二六　一
九　国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令　二六　59　八五
一〇　文部科学省組織規則及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令の一部を改正する省令　三〇　63　一三三
一一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令　三一　特37　四三